

## 「会員情報の取り扱いに関する申し合わせ」

### (目的)

第1条 この申し合わせ事項(以下、申し合わせと略す)は昭和大学薬学部同窓会(以下、同窓会という)が保有する会員情報に関して、適正な取り扱いを図るために定めたものである。

2 この申し合わせに定める事項のほか、会員情報の取り扱いに関する事項は個人情報保護に関する法律、その他関連法令の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この申し合わせにおいて、会員情報とは、同窓会の会員これに準ずる者に関する情報であって、同窓生の氏名、卒業回生、連絡先、メールアドレス、卒業研究教室、その他の記述等により特定の会員を識別することができるものをいう。

### (利用目的と情報利用者の特定)

第3条 同窓会は、会員情報の取り扱いに際しては、会員相互の親睦と会員と母校との連携を密にすることを利用目的とする。会員情報の利用は、同窓会会員および母校の同窓生を対象とした事務部門(以下、事務局という)に限る。

### (利用目的外の利用)

第4条 同窓会は会員情報を利用目的以外に利用する場合(例えば名簿作成等)は、使用目的等をHP上に公示して会員に公示する。

### (適正な会員情報の取得)

第5条 同窓会は適法かつ公正な手段によって会員情報を取得する。

### (正確性の確保)

第6条 同窓会は、会員情報を正確かつ最新の内容に保つよう努める。

### (会員情報略管理責任)

第7条 同窓会は「会員情報保護管理責任者」を会長と定め、会員情報の保護に係わる業務は事務局で行う。

### (廃棄・消去)

第8条 同窓会は、保有する必要がなくなった会員情報(旧住所等)は、確実かつ迅速に廃棄または消去を行う。

### (情報受取者の責務)

第9条 同窓会は、会員あるいは大学事務局に会員情報の全部または一部を提供する場合は、提供を受けた会員あるいは大学事務局が会員情報の適正な取り扱いに関する契約書に署名・捺印をして、同窓会に提出する。

### (第三者提供)

第10条 同窓会は、会員情報を名簿作成等の業務委託で第三者へ提供する場合は、会員情報の管理に関する契約書を締結する。

(通知・公表)

第11条 同窓会の保有する会員情報に関する、利用目的、開示、訂正、利用停止、消去、相談、苦情等の申出の手続きについて、ホームページ、同窓会誌等への掲載により公表する。

(情報の開示)

第12条 同窓会の保有する会員情報の開示を会員あるいは母校事務局より求められた場合は、プライバシーポリシーに勘案して事務局が可否を決定し、その結果を本人に通知する。ただし、要求に応じない場合は本人に対しその旨及び理由を通知する。

(情報の訂正)

第13条 同窓会は、本人から会員情報の訂正等の要求があった場合は、遅滞なく対応する。

(相談・苦情窓口の設置)

第14条 会員情報の取り扱いに関する相談・苦情申出については、同窓会事務局にて適切かつ迅速に対応する。

(職員等の責務)

第15条 同窓会事務局職員および会員その他関係者は業務上取得した会員情報に関し、漏洩、改ざん、破壊、紛失、不正使用をしてはならない。また退職、退任後も同様とする。

## 薬学部同窓会プライバシーポリシー

昭和大学薬学部同窓会は、会員相互の親睦と会員と母校との連携を密にすることを目的として、会員情報を収集し、会員の申し出あるいは大学事務局の依頼により開示することがある。情報提供にあたっては、受取人は同窓会との間で同意書を締結し、会員情報の遺漏、改ざん、破壊、紛失、不正使用を厳に禁止する。同意書に反する事項が判明した場合は、直ちに提供した情報を回収するとともに今後の提供は禁止する。

会員情報に関する収集あるいは管理に関して、会員からの相談あるいは苦情等に対しては、親身に対応し、会員の希望に添った対応を迅速に行う。